京都部落問題
研究資料センター通信

第54号　発行日 2019年1月25日（年４回発行）　編集・発行 京都部落問題研究資料センター

当資料センター主催「二〇一八年度差別の歴史を考える連続講座」の第四回・第五回・第六回を京都府部落解放センターで、一〇月五日・一二日・一一月二日に開催しました。

講演要旨は次の通りです。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご参照ください。

第４回　強制立ち退きから居住の権利実現へ
―在日朝鮮人集落ウトロ事例から―

講師　斎藤 正樹さん（ウトロを守る会）

戦時中、京都飛行場建設工事に使われた朝鮮人労働者の飯場が、宇治市ウトロ地区のルーツになる。長屋に半強制的に集められた朝鮮人労働者と家族三〇〇人程が住んでいたが、敗戦後、何の補償もなく放置された。土地の所有者は「日産車体」であったが、住民たちはそれを意識することなく戦後を過ごす中で、一九八七年三月、地主の日産車体が土地を売却。翌年、買い受けた不動産業者が訴訟を起こし、全住民に立ち退きを迫る裁判が始まる。

住民側は歴史的経過の説明、土地所有権の取得時効（二〇年）を主張して反論するが、一九九八年全面敗訴となる。国内法では勝てないとの判断から国際人権法による主張を展開し、「強制立ち退きからの法的保護」という社会権の解釈を主張するが、二〇〇〇年には大阪高裁での敗訴、最高裁でも上告棄却となり、強制立ち退き（裁判所による強制執行）が迫る状況となった。

その後住民側は、国際法を唯一の頼りに主張を続け、国連に高裁判決批判のＮＧＯレポートを提出し、二〇〇一年には国連社会権規約委員会から日本政府に、「ウトロ地区において長期間居住を占有した人々の強制立ち退きについて懸念する」「必要な措置をとるよう勧告する」との勧告が出される。韓国政府・民衆からのウトロ支援の広まりなど国際人権世論が高まる中で、二〇〇七年、国土交通省・京都府・宇治市が協議会を立ち上げ、公営住宅の建設が決まった。六年計画の住環境整備事業が進み、二〇一八年一月には一棟目（四〇戸）が完成、残りの一〇数戸が入る二棟目は二、三年後に完成予定である。

国内の人権課題が、いい意味での国際的介入によって改善した初めてのケースである。居住の権利、強制立ち退きを巡る問題は山積しており、ウトロの取り組みが次につながる可能性は大きい。

第５回　戦後の在日朝鮮人教育と教育行政（１９４５～５５年）
―京都府における展開を中心に―

講師　松下 佳弘さん（世界人権問題研究センター登録研究員）

一九四五年八月に植民地から解放された朝鮮人にとって、植民地支配によって奪われた言語・歴史文化・アイデンティティといったものをどう取り戻していくかということが教育の課題としてあった。戦後、日本に残留した朝鮮人たちによって初等教育機関が各地に開設され四万名を超える児童が学んだ。ただし、これらは学校として行政から認可を受けたものではなかった。

一九四八年、文部省は朝鮮人学校を管理するために認可制とすることを通達する。兵庫や大阪などでは学校閉鎖命令が出され、のちに「阪神教育闘争」といわれる大きな反対運動が展開され、占領軍による非常事態宣言が出される状

況になった。

一方、京都では特段の強制的な動きはなく、朝鮮人団体との協議の末、七校の朝鮮人学校設置が認可された。その内の一校は公立学校（陶化小学校）の中で朝鮮人独自の教育をする「特別学級」だった。これは京都独自の措置で、文部省の意向を超えた地方自治的な判断によるものであった。しかし翌四九年、占領軍の介入により特別学級は閉鎖された。又同年、朝鮮人団体への解散命令が出されたことにより、朝鮮人学校は閉鎖され多くの児童生徒が公立小学校に収容されるようになる。全国で三六二校、児童生徒数四万人、京都でも一二〇〇人の子どもが対象となった。

多数の朝鮮人児童の受け入れと朝鮮人団体の要求に自治体は苦慮した。京都市では五三年に、朝鮮語を理解し使用する能力を養うこと、朝鮮における歴史及び地理についての概要を知らせることを目標とした朝鮮人のための「特別教育」の開始を決定する。普段は日本人と同じ教室にいて、ある時間だけ朝鮮人の子どもたちだけが集まって勉強する「抽出学級」、放課後に抽出して勉強する「放課後学級」、特別に朝鮮人児童によって編成される「特別学級」である。これら三タイプの学級は、五四年一月から六月までに九小学校に開設された。特別学級が設置された養正小学校では朝鮮人だけの完全な分離授業が行われた。しかし、公立学校での朝鮮人教育を否定する文部省の通達が六五年に出され、それを受けて「抽出学級」に一本化された。この「抽出学級」は民族学級と通称され、現在も継続している。

日本の教育行政には、日本の植民地政策の結果日本に居住することになった人々の教育について理念や政策がなく、治安対策的な対応に終始したといえる。一方、地方の教育行政は政府の意向に沿った行政を基本としながらも、幾分朝鮮人の側に寄り添ったこともあったということを見ることも重要である。

第6回 みずからの文化を創りだす
―梁民基とマダン劇運動―

講師　太田 修さん
（同志社大学グローバルスタディーズ研究科教員）

マダン劇とは一九七〇、八〇年代の韓国で民衆文化運動の一環として展開された、演者と観客が一体となって創りあげる民衆演劇である。このマダン劇を一九八〇年代初めに日本に紹介したのが在日朝鮮人二世の梁民基（ヤンミンギ）（一九三四年―二〇一三年）である。

梁民基は戦後間もなく名古屋から京都に一家で移った。移り住んだ西九条は朝鮮人の集住地区で、そこで初めて朝鮮文化に触れる。正月の「農楽」の風景は後の活動の原点となった。高校・大学では文芸サークルに所属して在日としての自分を見つめ、朝鮮の言語や文化を学ぶ中で、自分の課題は朝鮮の「歴史と文化の担い手としての民衆を深く知る作業」を続けることだとした。

一九八一年に『仮面劇とマダン劇―韓国の民衆演劇』を出版して韓国民衆演劇「マダン劇」を紹介する。その背景には韓国民主化運動における文学芸術運動や一九八〇年の光州民衆抗争があり、民衆が主体となるマダン劇運動の必要性を強く感じたことがある。その後、大阪猪飼野でマダン劇活動を始める。その中で、在日ハルモニたちがゲラゲラ笑い、ポロっと涙を流し、野次をとばして楽しんいる空間、日本社会、在日社会の中で疎外されてきた人々が解放される空間こそがマダン劇であると確信する。

その後、京都の東九条で「ハンマダン」を結成。そこでは、日本人の参加について議論を進めながら保育所や公民館、夏祭りなど地域の現場で公演活動を行った。一九九三年には、「韓国・朝鮮人と日本人がひとつのマダンに集う」東九条マダンが開催される。これはハンマダンでの日本人参加問題を巡る議論が導いた「民族交流のマダン」であった。また、民族的立場の違いだけでなく、様々に立場の違う「他者」同士がともに生きる共生の場としても位置付けられ、マダン劇やサムルノリ&和太鼓共演、車いす体験などの演目が現在も続けられている。

梁民基は、マダン運動を「みずからの文化を創りだす」こととした。これは、狭くは在日朝鮮人、広くは民族を越えた地域に暮らす生活者一人一人の文化を創りだすことであり、反グローバリズム、反資本主義的な側面を持つ多文化共生をめざす対抗文化運動でもあった。

本の紹介
横山百合子著『江戸東京の明治維新』

中嶋 久人
（小金井市史編さん委員）

Ⅰ、本書全体の構成

本書は、明治維新時の江戸―東京の都市社会の変容を主題としている。横山百合子は、本書のねらいについて次のように述べている。

世界でも稀にみる巨大都市をいかに安定させるか。それは、寛政、天保の二度にわたる改革で幕閣を悩ませた難題であった。その難題がそのままのかたちで新政府にも引き継がれたのである。新政府は、東京と名を変えた巨大都市をいかに統治しようとしていたのか。そして、江戸の人びとはそれをどのように受け止めたのか。それが、本書の主題のひとつである（本書ⅲ～ⅵ頁）。

換言すれば、近世で形成された巨大都市・江戸が、明治維新後がどのように統治され、住民たちがいかにそれを受容したかということになるだろう。

続いて、本書の構成についてみておこう。本書は、次の各章からなりたっている。

はじめに
第一章　江戸から東京へ
　第一節　大名小路の風景
　第二節　戦略的な藩邸配置
　第三節　江戸の占領統治
　第四節　荒廃する武家地
　第五節　新しい屋敷主たち
第二章　東京の旧幕臣たち
　第一節　新政府の悩み
　第二節　身分の再編という矛盾
　第三節　旧幕臣本多元治の明治維新
第三章　町中に生きる
　第一節　家守たちの町中
　第二節　明治の人返し
　第三節　路上の明治維新
第四章　遊郭の明治維新
　第一節　新吉原遊郭と江戸の社会
　第二節　遊郭を支える金融と人身売買
　第三節　遊女いやだ―遊女かしくの闘い
　第四節　変容するまなざし
第五章　屠場をめぐる人びと
　第一節　弾左衛門支配の終焉
　第二節　牛肉産業のはじまり
　第三節　三味線皮渡世小林健次郎の挑戦
　第四節　いろは大王と自由民権
おわりに
文献解題
あとがき

全体を見渡せば、大名小路・旧幕臣・町中・遊郭・屠場をテーマとして、近世江戸から近代東京にかけての都市社会の変容を、自由民権運動がさかんになる一八八〇年頃までを対象として検討しているといえよう。

Ⅱ、都市社会変容の諸相

ここで、より詳細に各章の内容をみてみよう。第一章は、政治的・軍事的に配置された江戸の藩邸社会が近代になってどのように変容されたかということをみている。各藩は、江戸において、上屋敷・中屋敷・下屋敷を設置していた。そのうち、江戸城東側の、現在の皇居外苑から丸の内かけての地域は大名小路とよばれ、親藩や有力な譜代大名が上屋敷を置いており、さらに南北町奉行所・寺社奉行所・勘定奉行所・評定所などの幕府施設も設置されていた。また、大川端（隅田川）の浜町から蛎殻町にかけての空間も、親藩や有力譜代大名の中屋敷がおかれ、それらの各藩はそれぞれの専売政策の拠点として利用していた。これらの藩邸や幕府施設自体が、幕藩制都市江戸の政治的・軍事的なありようを基づいて戦略的に配置されていたといえる。明治維新後になると、各藩は江戸―東京詰の藩士らの多くを国元にもどし、親藩・有力譜代大名らに優先的に割り当てた地域の一部に公家や旧外様雄藩が進出してくるが、一八七〇年の段階では、藩邸が江戸―東京の各部に配置されていたという様相はそ

れほど変わっていなかった。その状態を大幅に変えたのが、一八七一年の廃藩置県であり、旧大名小路が官庁街となり、浜町―蛎殻町の土地についても薩長土肥関係者が取得するケースが増えてくるとされている。このような都市空間全体の変容過程において、能動的君主としての権威をもつ天皇が「東幸」してくるのである。

第二章は、旗本以下の旧幕臣を焦点として、武家地の変容について検討している。明治維新直後の東京においては、旧幕臣・脱藩士・草莽などの脱籍浮浪士が横行し、治安が極度に悪化していた。新政府は、身分制を再編した形で維持しながら、すべての人民を居住地で把握する戸籍編成を行うことで脱籍浮浪士問題に対処しようとした。しかし、東京の約七割の面積を占めていた武家地においては、居住者が激しく流動化し、戸籍編成自体が不可能になった。このことには、いろいろな手段を行使して土地経営が有利な地域に土地を獲得しようとする旧幕臣たちの営為もかかわっていた。結局、最終的には、廃藩置県後、身分制度廃止の諸政策がすすめられることになった。この過程には、身分制の解体という問題が背景にあるが、このことについては、後にまわしたい。

第三章は、町人地の秩序の変容について議論している。本来、それぞれの町―町中は、正規の町人身分である家持（居付地主）たちによって運営されるものであったが、不動産経営を目的とした不在地主が大幅に増加し、町人地の運営に参画できない家借（借地人）・店借（借家人）が町中に流入し、特に店借は江戸の人口八〇％近くをしめ、彼らが江戸の都市下層社会の中心となった。町中の運営は地主に雇われた家守にまかされるようになり、「家守の町中」となった。しかし、維新後は、それまでの需要の中心をなしていた武家人口が激減し、それまでの都市下層民が無産化した。新政府としては、無産化した都市下層民を、開墾や救育所などの「人返し」―都市社会からの放逐―を行う一方、家守の町中運営への関与を否定する政策をとった。このことは、道路管理費用捻出を目的として、繁華な市街地に許可されていた床店運営への家守の関与を否定したことにも現れていたといえる。

第四章では、新吉原遊郭の変容を検討している。新吉原は、他町と同様の町人足役を担っているだけでなく、新吉原に潜伏する犯罪者の内定などを担い、さらに非合法売春を実力で取り締まる役を担っていた。遊女は、形式的には奉公のための労働契約のもとにあるとみなされたが、遊郭社会の内部では土地や家屋敷と同様に換金・売買できる「財」とみなされていた。この状態においての遊女のプロテストは、放火などの死罪を賭したものしかありえなかった。しかし、一八七二年の芸娼妓解放令は、この新吉原遊郭に衝撃を与えた。本書は、ある遊女が結婚を理由として、遊女をやめようとするありさまを描いている。いずれにせよ、かなりの数の遊女が新吉原から出ていき、残った遊女たちも、よりよい条件をもとめて自ら貸座席業者―売春業者を選ぼうとしていくのである。しかし、このような遊女たちに対して、それ以降は「自らを売る女」というスティグマがおされていくことになるのだが、このことも後で検討したい。

第五章では、屠場における変容を検討している。元来、斃牛馬の皮革処理は、畿内以西ではかわた、関東では長吏とされた人びとがおこなっており、近世後期には「えた」という蔑称でよばれるようになった。関東では、浅草新町に屋敷を構える弾左衛門が関八州えた頭となり、関東地方などの地域のえたを統括するとともに、乞食を生業とする非人や、芸能により金銭をもらう猿舞も含めた賤民身分の人びとを支配下においていた。弾左衛門は支配下の人びとに対する裁判権を有していた。斃牛馬の皮革処理やえたの生業の一つとされた灯心用の藺草取得を独占し、それらを皮革問屋や灯心問屋より売りさばく特権を得るとともに、灯心上納、太鼓張替、町奉行所などへの駆付け人足、行刑処理、無宿取締、溺死体処理などの役を担っていた。しかし、一八七一年に、斃牛馬の皮革独占が廃止となり、続いて賤民廃止令が布告されることにより、それまでの体制は一変した。弾家は、それまでの支配権

を喪失し、斃牛馬処理に直接タッチせず、製靴業に転化しようとした。他方で、この時期、食肉需要が高まっていた。一八七五年には、屠牛商人たちによって官許屠牛改会社が設立され、生牛集荷―屠牛―卸売―小売までを統括することになった。それでも、屠牛工程は、経験を有する旧賤民身分の人びとが低賃金で行っていた。だが、一八七七年に警視庁が介入し、それまでの屠場を廃止し、警視庁直轄の屠場を開設した。さらに一八七九年に、警視庁直轄の屠場は、特権的な政商や藩閥関係者に払い下げられた。彼らは官設三田育種場の払い下げも受け、豊盛社という会社を創立した。その代表者が木村荘平である。木村は、元賤民身分の三味線皮渡世小林健次郎による屠場雑物による化製所設立を後押しすることによって屠牛商人たちの事業に挑戦するとともに、屠牛手数料をめぐって屠牛商人たちと激しく対抗した。しかし、一八八一年、北海道開拓使官有物払下問題で世論が沸騰している中で、警視庁は、民間の屠場開設を認めた。それ以降、木村などに対する保護政策は次第に取り消されていったが、木村は、牛鍋店チェーンの開設など独自の商才を発揮し、一自営業者として生き抜いていくことになった。この過程において、営業の自由や自由民権運動との関連が指摘されているが、このことも後で検討してみよう。

Ⅲ、身分制社会の解体をめぐって

本書は、近世江戸の身分制社会を前提として、その解体の上に、近代東京の都市社会が形成されていった過程を全体として扱っている。まずは、本書のいう身分制社会とはどのようなものであったかをみていこう。横山百合子は、「同じ職分の人びとの集団が、何らかの公的役割を担うことによって社会的に認められ、身分が成立する…集団の構成員に注目するために、とくに『身分集団』と呼ぶこともある」（本書五〇頁）と述べている。そして「幕府や藩も、それらの身分に一定の自律性を認め、身分に依拠して支配を行った。これを身分的統治という。江戸時代の社会は、このようにして生まれた身分がいくつも重なり合って形作られ、また、それらの身分集団に依拠し、役と特権に基づいて統治が行なわれた社会であった」と指摘している（本書五一頁）。加えて「士農工商賤民という基幹的な身分だけでなく、芸能者や宗教者など、職分に応じた細かな身分集団が数多く生まれ、集団の実態に応じて身分も生成・変化してきた」と主張している（本書五一頁）。本書の「おわりに」で紹介されている髪結は、「細かな身分集団」の一例といえよう。

この身分制社会は、都市空間それ自体にも及んでいた。横山は「江戸時代の城下町のように、異なる身分が共存する場所では、都市空間そのものが身分ごとに分割されていた」と指摘している（本書五二頁）。横山は「武家地は将軍から拝領した空間であり、そこに住むのはその土地を拝領した武士身分の者である。その土地を他人に売買することは許されない」とし、「一方、町人地は町人身分の者が分有する空間であり、間口の大きさに対応して国役や公役、そのほか種々の役を負うが、同じ身分の者であれば売買を許された」と述べている（本書五二頁）。このように、身分制社会という枠組みは、江戸の都市社会の骨格をなしていたのである。

それでは、近世江戸の都市社会は、どのように近代東京のそれに移行していくのであろうか。横山は、一八七一年の廃藩置県の断行までについて「新政府が最初から身分制の解体を展望し、身分に依拠した統治を否定する構想をもっていたとは考えにくい。むしろ、近世社会を形作ってきた種々の複雑な身分を整理して単純化し、再編する政策をとった」と指摘している（本書五三頁）。治安対策としての戸籍編成も、この時期においては再編された身分制をもとに行なわれていた。

しかし、横山は「人も居住地も激しく流動する維新後の東京において、…すべての人間をもれなく戸籍に登録すること自体が至難の業であった…その矛盾と葛藤の果てに、新政府は身分的統治の完全廃止へと飛躍していく」と主張している（本書五三頁）。さらに、横山は、次のように述べている。

廃藩置県を決断するに至った新政府は、賤民廃止、盲人集団等の種々の周縁的身分の廃止、そして武家地・町人地の区別の廃止と、身分制度の廃止を進める諸政策を矢継ぎ早に打ち出していく。こうした身分的統治の廃止は、兵と農の分離、兵と商工の分離によって築かれた、城下町江戸の原理の終焉をも意味していた（本書七一～七二頁）

廃藩置県が画期となって、新政府は身分制の再編ではなく、その廃止を進めていく。それは、近世の都市の原理の終焉であったと横山は主張するのである。

Ⅳ、「ポスト身分制社会」を展望して

それでは、身分制廃止が進められた以降の、近代東京の都市の原理とはどのようなものであったのだろうか。これは、今風な言い方をすれば、「ポスト身分制社会」の原理ということになるだろう。近代社会自体を論じることは本書の目的ではないので、それほどこの問題は追及されていないが、ある程度、示唆的には扱われているといえる。

まずあげられることは、幕藩制国家から近代国民国家における権力への変容の問題である。幕藩制国家における権力は、社会の他の分野と同様に身分制的に編成されていた。しかし、社会全体において身分制が解体されるならば、国家権力における身分制原理も解体もしくは変容されなくてはならないであろう。そのため、国家権力は既存の社会を超越した絶対的なものとして位置づけられる必要がある。本書で紹介されている天皇の権威は、そのような国家権力の正当性を担保するものといえよう。しかし、天皇だけで国家権力が編成されるわけではない。担い手としての官僚層が必要である。それらは、旧来の身分制社会から超越していると自己を意識してはいるが、人間関係としては、旧藩や旧公家の枠組に規定されていた。彼らは華士族層に編成され、都市空間においては、都市江戸の藩邸社会の構成を一部継承するものでもあったといえよう。

他方で、本書において、武家地もまた商業的な投資の対象とされていくことについて「町方の機能と空間活用のあり方」を学んだものとし、それを「武士身分の者たちが、町人地の社会に芽生えた資本の論理に包摂されていった」と指摘している（本書六九～七〇頁）。身分制の原理は、最終的には資本の論理によって代置されていったのである。そのことは、一方で、屠場をめぐる問題で出されているように、営業の自由を求めて藩閥官僚や政商たちと対抗することにつながっていた。それは、自由民権運動の一つの源流となり、最終的には、地方自治制・立憲制に結果していくものでもあったといえよう。

しかし、この資本の論理は、決して解放の論理とはいえない。例えば、第四章で扱われている遊女をみてみよう。近世において、遊女は「財」として扱われ、プロテストは文字通りに死を賭した放火などしかできない存在であった。一八七二年の芸娼妓解放令は、人身売買を禁止し、遊女は「娼妓」とよばれ、その後は本人の真意による売春しかみとめないことにした。それまで遊女を「財」としてきた遊女屋は、形式的には売春の場を提供する「貸座敷業者」となったのである。これが、ある意味で擬制的なものでしかなかったことは、ある遊女の解放をめぐっての抵抗の挫折で表現されているのだが、それでも、売春の場が遊女側の選択によることにより新吉原遊郭の衰退の一つの原因となった。遊女の主体性が擬制的であっても認められたといえよう。それぞれの個の主体性を商品販売者として形式的に認めることは、近代資本主義の一つの原理といえる。しかし、そのことは、売らせる者や買う者の存在が消去され、自主的な選択によって「自らを売る女」というスティグマを遊女に押していくことにもなっていく。近代資本主義における主体の二重性がここに示されているといえる。

このことは、旧賤民身分が担っている屠場でも、より複雑な形で示されている。結局、旧賤民身分の人びとは、身分制に起因する賤視があるまま、町人身分の屠牛商人たちに、非常に低条件で屠場における作業を集団的に請け負わざ

るをえなかった。他方で、旧賤民身分の間からでも、主体的に近代的な工場建設をめざす動きもあった。さらに、屠牛商人たちは、前述のように、営業の自由を求めて、藩閥官僚や政商たちと対抗し、それは、同時期に行なわれた自由民権運動とも重なっている。資本主義において、旧来の身分制的な枠組が残存する一方で、個の主体の確立をめざす動きがあることが、そこにみてとれるのである。しかしながら、前述のように、屠場において、旧賤民身分の人びとにとっては、えた頭のような自らを代表する存在をもたないまま、賤視を前提として、全体として屠牛商人に従属する苦しい生活を強いられたといえよう。

結局のところ、遊女にせよ、旧賤民身分の人びとにせよ、より一般的な家産をもたない都市下層民にせよ、没落士族にせよ、資本主義においてはアプリオリに生業の道があるわけではない。身分制社会の解体は、逆に、それぞれの身分の利害代表者を失わせた面もある。身分制は拘束でもあるが、その反面、生業を保障する特権を獲得するものでもあったが、身分制の解体は、生業を保障する特権の喪失をも意味していた。そして、彼らは、生業を保障するものをもたないまま、資本の論理が支配する市場社会に解き放たれたのである。その意味で、これらの人びとは、貧窮した生活を近代に送らざるをえなかったのであるといえよう。

ここで、本書を読んでいくつかの課題を提起したのは、横山百合子のみに責を負わせるつもりではない。横山とともにこれらの課題に取り組むべき私たちの課題でもある。

（岩波書店刊、二〇一八年八月、七八〇円）

朝田善之助記念館・附属図書室の紹介

新たな部落問題の専門図書館として

山本 崇記
（静岡大学・朝田教育財団評議員）

二〇一八年四月二九日、京都市左京区に「朝田善之助記念館・附属図書室」（以下、朝田記念館）が完成した（写真① 写真は全て朝田善之助記念館提供）。同年七月一七日に正式にオープンした。六万点の資料を所蔵する同館は、リバティ大阪に対する補助金の廃止（二〇一三年）など、近年の状況を鑑みれば、部落問題に関わる大型の資料館が開設されたという点で特筆すべき出来事であったと言える。また、様々に異なる、時に対立する評価やスタンスを惹起する人物である朝田善之助（一九〇二～一九八三年）という「巨人」を、私たちが改めて議論の遡上に乗せ得る機会を提供してくれている点で画期的な出来事であった。この小論では、記念館の性格や意義について、述べてみたいと思う。

設立までの経緯

二〇一八年七月一三日、朝田教育財団主催の第三六回同和教育研修会が開催され、竹口等常務理事より、設立に至る経緯が紹介された。それによれば、一九八一年に財団が設立された当初から「部落問題資料館の建設をめざす」とされていたようだ。当初、朝田善之助本人から託された資料は一千点であったようだ。しかし、朝田善之助が亡くなった後、府市に散らばった資料をトラックで回収し、丹念な資料保存・整理の作業が一九八四年七月からスタートしている。その結果、資料点数は四万点にまで達し、財団が収集した資料などと併せ六万点にのぼったのである。朝田記念館は、約四〇年近い時をかけて、一大部落問題資料館として我々の眼前に現れたことになる（写真②）。

ところで、部落問題研究所（一九四八年設立）とは別に、京都部

落史研究所（現在の京都部落問題研究資料センター）が設立されたのが一九七七年であった。部落解放運動の組織的な課題もあり、それぞれが別々の資料館・研究所の設立を目指していったことになる。さらに、（公財）世界人権問題研究センター（一九九四年設立）が加わり、各所各様の資料収集・整備、そして、研究を進めてきた。そのことの評価をここでするつもりはないが、端的に言えば、各研究機関・資料施設間の連携、ネットワーク、比較研究が非常に重要だということは確かであるだろう。部落問題の総合的な研究を進めるには、それぞれのイデオロギーや歴史的な対立を「乗り越える」必要があるし、既に、一部の歴史学者をはじめ、横断的に資料探索・分析が行われてきた。その意味でもこれらの研究所や資料館が継続・維持されていることは極めて重要である。特に、部落差別解消推進法が指摘する「情報化の進展」による差別が吹き荒れる今、反差別の運動や制度的な差別是正のあり様をめぐって、部落問題に関わる専門的な研究・資料機能はますます重要性を増している。

二〇〇九年から始められた部落問題研究所主催の北原泰作資料の整理作業には立場を越えた大勢の研究者が参加した。筆者自身、北原をめぐる評価を旺盛に議論できたことを非常に貴重な経験として記憶している。その後、その成果は、『部落問題解決過程の研究』（全五巻）として世に出されたが、その多様な研究者の参画という出来事は十分に記憶・記録されていない。

その点で、朝田記念館の設立は、まさに、最も党派的・イデオロギー的対立・摩擦の発信源のようにも捉えられてきた人物を記念する資料館から、その点を正面から深く掘り下げることができるかどうか。その流れを推し進める重要な契機となり得るものと考えたい。京都部落問題研究資料センター、世界人権問題研究センター、柳原銀行記念資料館、ツラッティ千本も参加する「人権資料・展示全国ネットワーク」への加盟もあり得るだろう。

資料の性格と可能性

朝田記念館に所蔵された資料群への関心事項として、①朝田善之助の思想・実践・理論の形成に影響を与えたもの、その形成過程、②部落解放運動（中央本部・京都府連）の意思決定過程や組織化の過程、③地元である田中部落の動向、といった点に分けられるだろうか。それぞれが非常に大きなテーマであるが、①については、朝治武の『差別と反逆―平野小剣の生涯』（筑摩書房、二〇一三年）のような大著が新たに「朝田善之助論」として登場することも十分にあり得るだろう。『新版差別と闘いつづけて』（朝日新聞社、一九七九年）や『朝田善之助全記録』（全五五巻、朝田教育財団、一九八六～二〇〇三年）の再検証も求められるであろう。既に、『差別とアイデンティティ』（阿吽社、二〇一三年）所収の「朝田善之助の全国水平社解消論」を執筆した前川修の作業がその先鞭をつけているが、朝田記念館所蔵資料を活用した本格的な検討が可能になった訳である。

また、関連資料と突き合わせる作業も可能である。現在、京都部

写真①

写真②

落問題研究資料センターに所蔵され、資料整理が中断している駒井昭雄資料がある。駒井宅から部落解放同盟京都府連合会、解放新聞社の手を渡って、資料センターにたどり着いた一七箱の段ボールの整理が、二〇一五年二月より開始された。同年一二月にはさらに二〇箱の段ボールが追加されたことで、作業人数の限界も重なり、中断し現在に至る。整理された一二〇〇点の資料の性格は、一九六〇年代から七〇年代の京都府連の組織問題に関わるものや田中支部に関するものによって構成されている。その点で、上記の②③の論点を追究するにあたって突き合わせたい資料である。さらに、部落問題研究所所蔵の三木一平資料などとも見比べることで、京都における部落解放運動の推移や田中地域の総合的な研究が可能となるのではないだろうか。

朝田善之助の評価をめぐって

朝田善之助という人物をめぐる評価を現代的に行うことは非常に難しい。あまりにも多くのことが語られ過ぎ、その多くが典型的な語り口に終始し過ぎているようにも思われるからである。しかし、六万点の関連資料が閲覧可能になった今、私たちは、改めてこの「巨人」とどう対峙するのか、ということが求められている。京都市をはじめとして、同和行政が「廃止」、もしくは、「縮小」されていき、部落解放運動もまたかつての活気を失っているように見える。部落問題研究も、地道な作業が全国各地で続けられているものの、全般的には「下火」であり続けている。しかし、インターネット上のアウティング（部落暴き）やヘイトスピーチと言った現代的な部落差別が露悪的に噴出している現在、改めて、現代の部落解放運動を論じ、実践していくために「対決」しなければならない理論と実践を唱導した朝田善之助の全貌を解き明かす、最後で最大のピースが同館の設立によって埋まったように思われる。

新たな解放運動の拠点として

朝田記念館について最後に付け加えたいのは、「朝田学校」と言われ、活動家・研究者・文化人・行政職員などが日常的に集い議論を交わした、朝田善之助の自宅の部屋が再現されていることである（写真③）。朝田記念館では、研修を受けいれてもおり、単なる資料館機能だけではなく、啓発・教育の機能を持ち合わせている（写真④）。もし、現代の「朝田学校」が存在するとしたら、それはどういった場になるのだろうか。特に、朝田教育財団は部落出身の若者・青年たちのサポートに力を入れてきた。様々な当事者運動にとって「居場所」が重要であることは一目瞭然であるが、部落の当事者が自分たちをエンパワーメントしながら、理論的・実践的に鍛えられる場として同館が生かされることもまた、期待できる。

現在、データベースの精緻化や閲覧システムの整備など、より充実した利用に供するための作業が進行形で進められている。多くの方々に訪れて欲しい。

インフォメーション
京都市左京区浄土寺西田町２番地
見学・研修の申込先
電話（０７５）７５１−１１７１
開室日時　平日10時〜16時
（土日祝日休館）

写真③

写真④

部18.10）：500円
特集 名古屋城エレベーター設置問題
私の沖縄問題―日本の問題として― 岸政彦
自治体における同和行政に関するアンケート調査の結果から 谷川雅彦
報告 大賀正行 連続講座 1 生い立ち編
食肉の流通近代化で旧白丁差別は克服されたのか―朝鮮衡平運動史研究会の第2回韓国踏査から 上― 川瀬俊治

ヒューマンライツ 368（部落解放・人権研究所刊，2018.11）：500円
特集 第４３回部落解放・人権西日本夏期講座
同性婚からみた多様な性、多様な家族 南和行／鳥取県における部落差別の実態と課題 坂根政代
願い続けてきたことに終止符を―鳥取県吉岡温泉の上湯と下湯の協定 林光宏
差別用語「白丁」がどんな時に顕在化するのか―朝鮮衡平運動史研究会の第2回韓国踏査から 下―川瀬俊治

ヒューマンライツ 369（部落解放・人権研究所刊，2018.12）：500円
特集 沖縄から考える世界人権宣言70年

ひょうご部落解放 169（ひょうご部落解放・人権研究所刊，2018.6）：700円
特集 在日コリアンをめぐる差別の現状
外国籍教員への差別解消を求めて―文科省交渉実現・田中宏さんの院内集会講演までの経過とその後の行動 小西和治／朝鮮学校の歴史と「高校無償化」裁判 金東鶴／講演録 朝鮮学校へも「高校無償化法」の適用を！ 前川喜平
映画の紹介
「獄友」 若宮まさこ／「1987、ある闘いの真実」 伊地知紀子／「タクシー運転手 約束は海を越えて」 高吉美
本の紹介 古林海月作・画 『麦ばあの島』 宮前千雅子

部落解放 764（解放出版社刊，2018.10）：1,000円
特集 解放教育 学校を変える 被差別マイノリティの子どもたち 5

部落解放 765（解放出版社刊，2018.11）：600円
特集 滋賀から人権教育を発信する
二つの「100年」から隣保館を考える 隣保館を「我が事・丸ごと地域共生社会」の拠点施設へ 大北規句雄
「同和地区の貧しさ」について考える 1 官庁統計データの批判的利用 島和博
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 26 第3部 ハフリの世界 第3章 ハフリと自然神・動物供儀 川元祥一

部落解放 766（解放出版社刊，2018.12）：600円
特集 社会（またはマジョリティ社会）に発信する若者たち2
本の紹介
鳥取県部落史研究会編『近世の皮革統制と流通―中国・播磨地方の諸藩を中心に』 西村祐子／矢野治世美著『和歌山の差別と民衆 女性・部落史・ハンセン病問題』 近藤恵美子
研究所の50年を未来につなぐ 部落解放・人権研究所50周年記念座談会 内田龍史，熊本理抄，矢野治世美，李嘉永，棚田洋平
「同和地区の貧しさ」について考える 2 同和地区の階層構造 島和博
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 27 第3部 ハフリの世界 第4章 動物供儀を続ける諏訪神社 川元祥一

部落解放 767（解放出版社刊，2019.1）：600円
特集 部落問題と向き合う若者たち 7
はじめに―「部落問題と向き合う若者たち 7」によせて 内田龍史／旅をとおして青年と出会う 太田遊人／地域に生まれ育ったことは譲れない 三木幸美／場面・局面をシミュレーション 小橋遼
ヘイト・スピーチを受けない権利 43 結婚差別のプロセスを分析する 前田朗
本の紹介 黒古一夫著『原発文学史・論 絶望的な「核（原発）」状況に抗して』 四方哲
「同和地区の貧しさ」について考える 3 同和地区における「人びとの移動」と階層変動 島和博
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 28 第3部 ハフリの世界 第5章 地域のハフリ―その転身 川元祥一

部落解放研究くまもと 76（熊本県部落解放研究会刊，2018.10）
特集 障害者のいのちと人権―旧優生保護法と強制不妊手術
障害者のいのちと人権―旧優生保護法と強制不妊手術 新里宏二
水俣避病院と水俣病―水俣病差別の理解のために 花田昌宣
史料でみる近世の水俣―色川大吉「不知火海民衆史」への疑問から― 矢野治世美

本願寺史料研究所報 56（本願寺史料研究所刊，2018.11）
近世の本願寺、その日その日 左右田昌幸

むこうにみえるは 13（人権ネットワーク・ウェーブ21刊，2018.11）
改進地区における教育の歩み 下

障害者の就労施策と大学における障害学生のキャリア支援 姜博久

年報 教育の境界 15（教育の境界研究会刊，2018.5）
境界としての都市近郊―久世大日堂、久世駒形稚児をめぐって―中西宏次

京都部落問題研究資料センター通信 53号（京都部落問題研究資料センター刊，2018.10）
2018年度差別の歴史を考える連続講座報告
本の紹介 伊藤亜紗著『どもる体』 渡辺毅
収集逐次刊行物目次（2018年7月～9月）

グローブ 95（世界人権問題研究センター刊，2018.10）
明石民蔵の二男・省三について―明石民蔵研究ノート 山内政夫

国際人権ひろば 142（アジア・太平洋人権情報センター刊，2018.11）：350円
特集 国連人種差別撤廃委員会が問う日本の人種差別

在日朝鮮人史研究 48（在日朝鮮人運動史研究会編，2018.10）：2,400円
治安維持法による在日朝鮮人弾圧－被検挙者・被起訴者の民族別比率の推定　水野直樹
朝鮮民族にとっての1938年・新協劇団「春香伝」 外村大
韓国人シベリア抑留体験者李厚寧氏の聞き取り 北原道子
解放後在日朝鮮人の民族教育への教育費獲得運動（1947年～1949年）－納税義務との結び付きを中心に 姜晶薫
在日コリアン女性とチェサ（祭祀） 李裕淑
書評 鈴木久美著『在日朝鮮人の「帰国」政策―1945年～1946年』 落合博男

人権と部落問題 917（部落問題研究所刊，2018.11）：600円
特集 生活保護基準の切り下げと生存権
文芸の散歩道 文学者の沖縄責任―広津和郎『さまよえる琉球人』― 福地秀雄
ごった煮人生をふり返って 7 父の高等科、養蚕・土方時代 成澤榮壽

人権と部落問題 918（部落問題研究所刊，2018.12）：600円
特集 女性と人権
本棚 三田智子著『近世身分社会の村落構造―泉州南王子村を中心に―』 町田哲
著書『近世身分社会の村落構造―泉州南王子村を中心に―』あとがきにかえて 三田智子
文芸の散歩道 『君たちはどう生きるか』の再来に考える 松井活
ごった煮人生をふり返って 8 父の小県蚕業学校・信濃同仁会時代 成澤榮壽

じんけん ぶんか まちづくり 61（とよなか人権文化まちづくり協会刊，2018.10）
豊中の差別事象を考える 佐佐木寛治
2018特別講座「米騒動」100年を考える［報告］
講演1 「女一揆の地・富山から」／講演2 「米騒動と被差別部落」

振興会通信 142（同和教育振興会刊，2018.9）
同朋運動史の窓 48 左右田昌幸

振興会通信 143（同和教育振興会刊，2018.11）
同朋運動史の窓 49 左右田昌幸

信州農村開発史研究所報 145（信州農村開発史研究所刊，2018.9）
八重原村の被差別部落の歴史 5 柳沢惠二
五郎兵衛用水が「世界かんがい施設遺産」に 斎藤洋一

新潮 第115巻12号（新潮社刊，2018.12）：930円
特集 差別と想像力―「新潮45」問題から考える

月刊スティグマ 267（千葉県人権センター刊，2018.10）：500円
千葉県の部落史を歩く 5 『勝扇子』事件と被差別部落 坂井康人

月刊スティグマ 268（千葉県人権センター刊，2018.11）：500円
千葉県の部落史を歩く 5-2 『勝扇子』事件について 1 坂井康人

であい 678（全国人権教育研究協議会刊，2018.9）：160円
人権のまちをゆく 75 大島青松園訪問記
人権文化を拓く 250 識字・日本語学習の充実をめざして―「よみかき茶屋」の歩みから 柴田亨

であい 679（全国人権教育研究協議会刊，2018.10）：160円
人権文化を拓く 251 情報化と部落問題 高田一宏

であい 680（全国人権教育研究協議会刊，2018.11）：160円
人権文化を拓く 252 人権問題の中の差別 ダニー ネフセタイ

てくてく 164（京都教区カトリック正義と平和協議会刊，2018.12）
清水・鳥辺野フィールドワーク［報告］講師：山田邦和さん

ヒューマンJournal 226（自由同和会中央本部刊，2018.9）：500円
部落解放運動40年を振り返って 29 部落解放に反天皇制は無用 9 灘本昌久

ヒューマンライツ 367（部落解放・人権研究所刊，20

収集逐次刊行物目次（2018年10月～12月受入）

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

明日を拓く 117 解放研究 30（東日本部落解放研究所刊，2018.10）：2,000円
一茶の世界から詠む被差別民 長吏・かわた 太田恭治
近世下野国の被差別民―宇都宮藩の実態― 竹末広美
『旧大宮市域小頭家文書』と五反田・古文書を読む会
『旧大宮市域小頭家文書』と五反田・古文書を読む会について 吉田勉／史料『旧大宮市域小頭家文書』付・史料リスト／五反田会館・古文書を読む会に参加して／部落解放同盟埼玉県連大宮支部長 松島一夫さんに聞く 松本勝／五反田・地域コミュニティを知る 松本勝

IMADR通信 196（反差別国際運動刊，2018.11）
特集 先住民族の権利は保障されているのか IMADR30年

ウィングスきょうと 148（京都市男女共同参画推進協会刊，2018.10）
図書情報室新刊案内
長嶋淳子著『江戸の異性装者（クロスドレッサー）たち セクシュアルマイノリティの理解のために』／平山亮著『介護する息子たち 男性性の死角とケアのジェンダー分析』

ウィングスきょうと 149（京都市男女共同参画推進協会刊，2018.12）
図書情報室新刊案内
渡辺大輔著『中学生の質問箱 性の多様性ってなんだろう？』／長谷川晶一著『女の子だって、野球はできる！「好き」を続ける女性たち』

鴨東通信 107（思文閣出版刊，2018.10）
社会からみえる天皇制 天皇制からみえる現代 高木博志，田中智子，福家崇洋

解放新聞京都版 1132（解放新聞社京都支局刊，2018.10.20）：70円
本の紹介 永野三智著『みな、やっとの思いで坂をのぼる 水俣病患者相談のいま』

解放新聞東京版 947・948号（解放新聞社東京支局刊，2019.1.1・15）：186円
新たな時代を拓いた弾直樹の功績 水野松男

語る・かたる・トーク 284（横浜国際人権センター刊，2018.10）：550円
シリーズ「解放教育」継承への扉 80 最終回 教職40年を終えて 3―教え子からの表彰状― 外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う「少しずつ積み重ねる」 吉成タダシ
（横浜国際人権センター刊，2018.11）：550円
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う「納骨堂・『風の舞』・庵治第二小」 吉成タダシ

カトリック部落差別人権委員会ニュース 176（日本カトリック部落差別人権委員会刊，2018.9）
公開講演会 日常の中の部落差別～差別をなくすのに必要なことって？～ 上川多実

かわとはきもの 185（東京都立皮革技術センター台東支所刊，2018.9）
靴の歴史散歩 130 稲川實
皮革関連統計資料

関西大学人権問題研究室紀要 76（関西大学人権問題研究室刊，2018.11）
重度自閉症者支援における関係づくり 狭間香代子，辻井善弘
高い敏感性をもつ子ども（Highly Sensitive Child）の理解―自閉症・高敏感者・エンパス・不登校― 串崎真志
国際社会における男性ジェンダー政策の展開―「ケアする男性性」と「参画する男性」― 多賀太

事務局よりお知らせ

◇2018年度の「差別の歴史を考える連続講座」は無事に全6回が終了いたしました。只今、講演録の作成中です。3月末に発行予定ですので、しばらくお待ちください。
◇次年度の連続講座につきましては次号でお知らせいたします。

□所 在 地　〒603-8151　京都市北区小山下総町5-1　京都府部落解放センター３階
□TEL/FAX　075-415-1032
□U R L　http://shiryo.suishinkyoukai.jp
□開室日時　月曜日～金曜日 第２・４土曜日 10時～17時（祝日・木曜（月2回）・年末年始は休みます）
□交通機関　市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅（京都駅より約10分）下車　北へ徒歩５分